

長野県水内郡青倉村島田家文書目録

解題

関 千賀子

一 文書群の基礎情報

(1) 文書群名

長野県水内郡青倉村島田家文書目録

(2) 数量

二二五点（枝番号をも一点と数える目録上でのレコード数）

(3) 入手の経緯

一橋大学大学院社会学研究科教授・若尾政希氏が、「ヤ

フオク！」にて購入した。

(4) 島田家文書の史料的性格

本文書群は、天保期から明治期にかけての証書類、帳簿類、書状によつて構成されている。そのうち、明治期の酒造営業に関わる史料（酒造税領収書、醸造検査票、桶寸法書上、営業継続の願書ほか）が大部分を占める。また、点数は少ないものの地所売買の証書や日記のような史料も散見される。

二 青倉と島田家の概要

(1) 青倉の概要

まずは、島田家が存在した青倉の概要から述べることにする。

青倉は、千曲川下流の段丘上に位置し、関田山脈の尾根突端の平地に位置した。同地名は、至徳三年（一三八六）が初見とされており、明治九年（一八七六）に北信村の一部となるまで存在する。町村合併を経て数度に渡り地名が変わるため、その点も併せて確認する^{図1}。

同所は、江戸期より明治九年にかけて、青倉村として存在した。はじめは、飯山藩領、享保二年（一七一七）以降は、幕府領に属した。『天保郷帳』および『旧高旧領取調帳』では、古くは青倉村・今泉新田村二か村で、二六八石余と記載する。また、天保十一年（一八四〇）の「宗門人別帳」では、家数「一〇三」、人口「四四〇」で、かつ、男女比は等しい。享保二年（一七一七）以後の年貢定免では、田「三割五分」、畑「二割五分」である。さらに、小物成鮭運上「二貫余」、青芋「一貫余」で、鮭運上が近隣村々の中で最大であり、同村における漁業の隆盛ぶりが伺えよう。一方で、同地域は冬季豪雪地帯であるから、冬の生業は、楮原料の紙漉きや青芋原料の白布・縮生産が主であった。

明治九年、青倉村は森村と合併し、北信村として新たに成立した。合併前年の明治八年（一八七五）には、両村合わせて戸数「二五二」、人口「七七二」、馬「四七」、田「五三町余」、畑「七三町」、山林原野「一八二町余」である。

その後、北信村は、豊栄村の高巖寺に同村との連合村役場を設置し、同十二年（一八七九）に下水内郡に属した。明治初期には、米「四五〇石余」のほか、蕎麦「一五石」、鮭や鱒の漁獲が多く、それらは、飯山へと移出された。楮「七五〇貫余」は、村内で内山紙五〇〇丸となり、女縮二〇〇反とともに越後十日町へと移出された。明治二十二年（一八八九）、北信村は水内村の大字となる。明治二十四年（一八九一）の段階では、戸数「一五四」、人口「男・四二三、女・四四二」、学校「二」、水車場「四」となっている。最終的には、昭和三十一年（一九五六）から栄村の大字となり、現在に至る。

（2）島田家の概要

前述した通り、島田家の所属は町村合併を経て、青倉村↓北信村↓水内村大字という流れで変化するが、いず

図 1



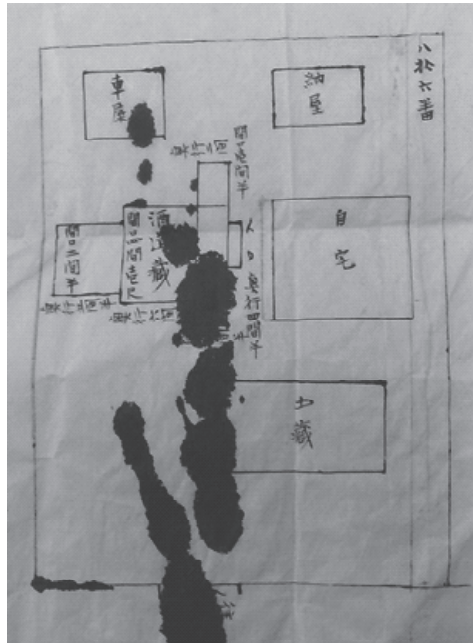
れも北信地域である。

本文書群から、島田家に関する詳細な情報を述べることは難しい。ここでは、文書群の中で最も多く登場する「島田丑三郎」(以下、丑三郎とする)について少しだけ言及してみたい。

丑三郎の肩書は、明治十八年(一八八五)の段階で「下水内郡北信村戸長 島田丑三郎」(001・02)、「信濃国下水内郡北信村86番地 酒造場 酒造営業者 島田丑三郎」(140・01)となっている。つまり、丑三郎は、酒造業を生業とするほか、戸長を担えるだけの歴史的背景あるいは名望を有していた可能性がある。しかし、島田家が近世に名主・庄屋などを務めていたかどうかは、未だ調査が及んでいない。同家に関する基礎的事実の更なる説明が俟たれる。

また、史料1は、簡易的に描かれた敷地図である。右上に「八拾六番」とあることから、丑三郎のものだと推測できる。そこには、酒造蔵の間口と奥行が記載されており、判読不能な箇所を差し引いても、50坪ほどの広さを有している。その他に、自宅や土蔵、納屋、車屋を備えていたことも図面から窺える。

史料1 (史料番号106)



『長野県史』によれば、同県の在来工業は、①全国各地で生産された一般工業、②長野県の自然的条件をいかした特殊工業に分類できる。①はさらに、(1) 外国貿易と国内の産地間競争で停滞・縮小した工業、(2) 商品の特質により貿易の圧迫がなく産地間競争がない工業、(3) 新規条件を得て発展する工業と細分される。(1)には、

綿や麻織物、絞油、煙草が該当し、明治二十四年(一八九一)以後、それらは急激に停滞する。一方で、(2)に該当し、比較的長期にわたって存続したのが、酒や醤油、味噌といった醸造業である。中でも最大の生産量を誇った清酒醸造は、一時には一〇〇〇近い業者が全県下に散在していたという。しかし、酒税の増長によって次第に淘汰されていき、同三十年(一八九七)には半数近くまで減少する。

また、丑三郎は酒造組合に所属していた。史料2では、明治十九年(一八八六)に、丑三郎を酒造組長に推薦する旨の文書が県知事・木梨精一郎へ提出されている。

史料2 (史料番号074-03)

酒造組長推挙御届

長野県下水内郡北信村第八十六番地居住

酒造営業人

島田丑三郎

右島田丑三郎本県令第二号第六項二抛り本組合組長二推挙仕候間其趣御届申上候也

明治十九年九月一日

長野県下水内郡照岡村

酒造営業人

小田切太郎右衛門[㊦]

同郡同村

同業人

久保田眞志[㊦]

同郡同村

同業人

斉藤寿一郎[㊦]

同郡北信村

同業人

島田丑三郎[㊦]

長野県知事木梨精一郎殿

千曲川では、江戸時代から松代と西大滝村（現・飯山市大字照岡）との間で通船が行われ、同村の斉藤家が担当した。史料1に見える斉藤寿一郎もその系譜とみてよからう。寿一郎は酒造組合の行事を勤めて、酒造関係の

取り纏めを行う様子は目録上でもしばしば見受けられる。そうした人物から推挙された丑三郎であるが、その後の肩書に組長という文字は見受けられない。それまで有していた戸長の肩書も同様である。推挙時の明治十九年（一八八六）および翌二十年（一八八七）の「引続酒造営業御免許願」（史料番号124_01、130_01）では、「石田俊二郎」が組長として文書に名を記し、「下水内郡豊栄村北信村戸長 大久保忠至」が奥印する。周知の通り、明治十年代には、三新法による長野県統治が進展した。丑三郎もまたそうした改革の影響を受けた一人と言えるのかもしれない。

なお、史料番号6に、「水内郡五荷村 水野忠四郎」とある。水野は、明治十九年代に五荷村で地主惣代を務めた人物で、同二十五年（一八九二）に没している。国文学研究史料館には、同人の家文書「信濃国水内郡五荷村水野家文書」七四四点が収蔵されているため、併せて参考されたい。

以上、簡単ではあるが、本文書群の概要を示した。町村合併などで失われた地域の史料を収集することは、そうした地域の歴史像を構築するにあたり重要である。今

後の地域研究に、本史料群が役立つことを期待して筆を置く。

参考文献

- ・ 一志茂樹編『長野県の地名』（平凡社、一九七九年）
- ・ 「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典』（角川書店、一九九〇年）
- ・ 長野県史編纂委員会編『長野県史 通史編 第七卷 近代一』（長野県、一九八八年）
- ・ 国文学研究史料館編『史料館所蔵史料目録 第七十七集』（国文学研究史料館、二〇〇四年）

長野県水内郡青倉村島田家文書目録

凡例

- (1) 本目録は、一橋大学大学院社会学研究科教授・若尾政希氏が、二〇一七年に「ヤフオク！」で入手した文書群二二五点を収録したものである。その史料的性格から考えて、長野県水内郡青倉村（現・長野県下水内郡栄村）で酒造業を営む島田家に伝存したものと思われる。よって、本目録を「長野県水内郡青倉村島田家文書目録」と題することにした。
- (2) 長野県水内郡青倉村島田家文書目録は二〇一七年六月より二〇一八年六月にかけて整理し、目録を作成したものである。ただし、『書物・出版と社会変容』への掲載にあたり、適宜、加筆・修正を加えた。
- (3) 収録史料には、取り上げ順に原則として一点ずつに整理番号を付した。また、史料が包紙・封筒や巻込の形で一括されている場合は、枝番号を付与した。
- (4) 目録には表題（内容）・作成・受取・年月日・数量・形態・備考を項目として設けた。
- (5) 表題は、原則として史料の原表題を記した。原表題で内容が把握できないものや、原表題のないものについては、補題を（ ）を付して記した。
- (6) 作成・受取は、史料の記載にもとづき、史料の作成者・受領者を記した。連署については、原則として本人、あるいは高位の者を記載し、その他は「他く名」とした。奥印のある場合には、それも合わせて記載した。
- (7) 史料に作成者・受領者を示す情報として印字しかない場合、「㊦」「〇〇」という形で表記した。
- (8) 表題・作成・受取の項目では、原則的に旧字体や異体字を常用漢字で表記した。また、判読不可能な文字は□で示した。

(9) 年月日は、史料の記載にもとづき、史料の作成年月日をアラビア数字で記した。元年・正月・極月・朔日などについてはアラビア数字に直して表記した。また、史料に干支の記載がある場合、干支も合わせて記載し、年代が確定できる場合は（ ）に西暦を付記した。ただし、補題で引用された史料の数字は漢数字のまま表記した。

(10) 史料に作成年月日のみ記され、元号が不明なものうち、干支や史料の内容から元号がわかるものは「」で元号を付記した。

(11) 文書形態の表記は以下のようにした。

- ① 縦：： 縦形の帳面綴じのもの。
- ② 横：： 横長の大福帳綴じのもの。
- ③ 状：： 縦紙一枚ほどで完結したもの。および付箋などをふくむ。
- ④ 綴：： 堅紙が糊・紙縫などで綴られているもの。
- ⑤ その他： 包紙・封筒・紙縫・紐などは、そのまま表記した。

(12) 備考には、一括情報や史料の状態などに関する情報を記した。

(13) 本目録は、一橋大学大学院二〇一七・二〇一八年度春夏学期「日本思想史」の受講者（受講者の内、本目録の原簿作成に関わったのは、市川弘樹・竹中友亮・森山博章・松本愛美・上菌亮介・高陽・佐藤駿多朗・朴俊炫・池田翔太・舟津悠紀・西口正隆・村上由季・古畑侑亮・黒瀧香奈・霍欣瑩・尹朝鐵の諸氏）が作成し、関千賀子が編集・校正した。

長野県水内郡青倉村島田家文書

整理番号	表題	作成	受取	年代	数量	形態	備考
001-011	引越酒造営業御免出願	信濃国下水内郡北信守80番地 酒造 営業人 島田庄三郎	長野県 令 木梨精一郎	明治18年(1885)	一	1枚	裏書あり「税金受取証(当村庄三郎酒造免許御座札一枚)」
001-02	明治十七年分 酒造石税 第三期(金93円94銭9厘)	長野県下水内郡役所印	下水内郡北信村戸長 島田庄三郎印	明治18年(1885)	一	9月8日 1枚	
001-03	証(明治18年度 酒造免許税金30円預取につき)	下水内郡 長松通重経代埋 下水内郡 書記 清水貞吉印	北信村 島田庄三郎	明治18年(1885)	一	10月6日 1枚	
002	取(御初穂100疋神緒につき)	松尾宮神主 栗三俊役所印	信州水田郡青倉村 巴彌屋 庄右衛門	—	卯	2月19日 1枚	
003	(人石寸尺記載の事につき書状)	宮澤正一印	北信村 島田庄三郎	—	—	3月19日 1枚	
004-01	証(明治10年分 青屋醸造営業税金10円受取につき)	長野県鎌倉 青屋醸造(元代理 長野県 少書記官 松野眞印)	北信村 島田勇作	明治10年(1877)	—	10月15日 1枚	
004-02	証(儀札書替料 金10円ほか領取につき)	西大瀧 衆助印	島田勇作	—	—	10月4日 1枚	
005-01	(包紙)「上ノ羽瀧醸造私物諸品買受換取取事」	—	—	—	—	— 1包紙	5-1-4は包紙一括
005-02	証(油徳利 金8銭ほかペネ金10円銀1圓)	上野むら 沢瀧醸造印	青倉村 島田	明治17年(1884)	戊	10月25日 1枚	5-1-4は包紙一括/印「エチゾク ワノ山瀧」
005-03	証(庫箱1組金1円30銭ほかペネ15円92銭)雁につき)	上野村沢瀧醸造印	青倉島田	[明治]17年(1884)	戊	10月25日 1枚	
005-04	証(上田村沢瀧醸造私金31円96銭2厘受取につき)	上野村沢瀧醸造(代印)	青倉村 島田庄三郎	明治19年(1886)	戊	2月11日 1枚	
006	証(金3円5厘受取につき)	醸造頭取 水野忠四郎印	島田勇作	明治12年(1879)	—	9月23日 1枚	印「水内郡五箇村 水野忠四郎」
007	取(金1圓預取につき)	中野飛脚 佐市	青倉村 庄右衛門	—	—	12月17日 1枚	
008-1	(封筒)	長野県下水内郡水内村役場	水内村 島田庄三郎	—	—	— 1封筒	8-1-3は封筒一括/封筒裏書「酒造税四月三十日取可執事」
008-2	(御紙酒造税期日まで納めるべきこと)	長野県下水内郡水内村 役場印	水内村 島田庄三郎	明治23年(1890)	—	3月30日 1枚	8-1-3は封筒一括
008-3	証(醸造酒税金3円6銭6厘預取につき)	惣代 高橋長作印	島田庄三郎	明治23年(1890)	—	4月15日 1枚	8-1-3は封筒一括
009-01	(仕込順号3号4号桶号4号 清酒 12石5斗4升4合 飯茶のうえ貼紙)	印「築西」	—	明治16年(1883)	—	4月2日 1綴	
009-02	(仕込順号3号桶号4号 桶13石3斗5升4合 飯茶のうえ貼紙)	宮沢正一印	—	明治16年(1883)	—	3月10日 1綴	
010	証(公用所用 金銭ほか3口ペネ1円16銭8厘書上)	衆助	島田	—	—	2月24日 1枚	
011	酒造銘柄名前書上(酒造米100石相違無しにつき)	(信州水内郡青倉村)酒造税人庄右 衛門・百軒代長八はか2	中野県御役所	明治3年(1870)	—	10月17日 1枚	
012	証(酒造税金81円79銭ほか8銭預りにつき)	清乃助印	青倉島田	[明治]11年(1878)	—	11月1日 1枚	
013	証(酒造税金12円20銭受取につき)	西大瀧酒造 衆助印	青倉村 島田	—	—	— 1枚	
014-01	証(酒造税金15円ほか手数料5銭5厘受取につき)	頭取 水野弥八郎印	島田 勇作	明治11年(1878)	寅	3月29日 1枚	14-1-2は密込一括

014-02	記(金65銭受取につき)	酒造仲間	青倉村 島田勇作	—	—	黄	3月29日	1 枚	14-1・2は巻込一括
015	記(酒造税 金11円受取につき)	西大瀬 齊藤内膳助◎	青倉村勇作	—	—	子	10月13日	1 枚	
016	(傳票)のうえ不都合無けぬは御願進ありなきにつき書状)	酒造年行事 齊藤寿一郎◎	久保田真志◎ほか2	[明治]19年(1886)	—	子	8月31日	1 枚	
017	記(壬午年10月ノ内附37銭10厘ほか金銭書上)	弥助	青倉酒造 島田	—	—	子	3月18日	1 枚	
018	記(金2円50銭ほかノ内付173銭2厘御定相済につき金銭書上)	船長 石田俊一郎◎	島田庄三郎	[明治]20年(1887)	—	—	9月10日	1 枚	
019	証(清酒醸造税 66円納税明書)	長野県組税課	水内郡青倉村 島田勇作	明治8年(1875)	—	—	4月22日	1 枚	
020	記(清酒醸造税 66円納税明書)	水内郡北信村86番地酒造専業人 島田庄三郎	下高井部中野町 長野県醸造検査員	明治18年(1885)	—	—	6月17日	1 枚	
021	(金24銭受取書)	醸造人仲間◎ 「水野忠四郎」	—	—	—	子	12月20日	1 枚	
022	記(金30銭ほかノ金2円受取書)	酒造人仲間◎ 「水野忠四郎」	島田勇作	—	—	子	12月19日	1 枚	
023-01	請求証(酒造税 金81円7銭受取につき)	長野県組税課◎	水内郡青倉村 島田勇作	明治7年(1874)	—	—	9月17日	1 枚	23-1-5まで折込一括/受取人簡所に修正跡あり「八田明仙之助」
023-02	請求証(清酒5斗税 金12円75銭6厘受取につき)	長野県組税課◎	水内郡青倉村 島田勇作	明治2年(1869)	—	—	9月19日	1 枚	23-1-5まで折込一括
023-03	記(酒造税 金1両1分9厘29分9秒受取につき)	長野県組税課◎	水内郡青倉村 島田勇作	明治6年(1873)	—	申	8月28日	1 枚	23-1-5まで折込一括
023-04	(壬申酒造免許税 金5両受取につき)	長野県組税課◎	水内郡青倉村 島田勇作	明治6年(1873)	—	—	9月29日	1 枚	23-1-5まで折込一括
023-05	領取之証(酒造税 金5円につき)	長野県◎	水内郡青倉村 島田勇作	明治6年(1873)	—	—	10月25日	1 枚	23-1-5まで折込一括
024-01	(仕込順号3順号3新酒 11石3斗9升 検査のうえ貼紙)	—	—	明治15年(1882)	—	—	4月16日	1 枚	
024-02	(仕込順号5順号5新酒 11石3斗9升 検査のうえ貼紙)	—	—	明治15年(1882)	—	—	3月14日	1 枚	
025	記(金3円ほか金銭書上)	—	—	—	—	—	—	1 枚	
026-01	(仕込順号2号桶号7号 清酒 11石8斗8升 検査のうえ貼紙)	宮澤正一◎	—	明治15年(1882)	—	—	3月25日	1 枚	
026-02	(仕込順号2号桶号7号 釀 13石3斗3升1合 検査のうえ貼紙)	宮澤正一◎	—	明治15年(1882)	—	—	3月10日	1 枚	
027-01	酒造免如未請求取領	青倉村 庄右衛門	—	元治1年(1864)	—	子	—	1 枚	27-2-4が丁間に換名込み
027-02	(安年分酒造免加未取取書)	中野県 七左衛門◎	—	—	—	子	5月3日	1 枚	27-1の丁間にあり
027-03	費(興八郎より御貸株酒造買加未125文請求につき)	篠本信之助 手代 島田廣三郎◎	—	—	—	卵	6月6日	1 枚	27-1の丁間にあり
027-04	費(庄右衛門より御貸株酒造買加未187文5分請求につき)	松本直一 邸役所 長沢半右衛門ほか1	—	—	—	—	12月7日	1 枚	27-1の丁間にあり
028	取(酒造家諸人請求取 来る1001番中代ノ封巻ナベきにつき)	中野彦兵衛◎・中野孝兵衛◎	青倉村 庄右衛門	—	—	—	12月6日	1 枚	
029	(清酒用白米割合検査および毎月取返出につき書付)	—	—	—	—	—	—	1 枚	
030	古株(貯蓄銀行株券下渡し書状)	□□	島田庄三郎	—	—	—	4月3日	1 枚	
031	記(米惣高11石1斗8升 戸数151戸 取調につき)	水内郡北信村 戸長役場	酒造人 島田勇作	明治13年(1880)	—	—	6月3日	1 枚	
032-01	御弟番目76引桶候迄にて別紙の件を掲載し酒造人より通知につき)	水内郡役所	戸長役場	[明治]13年(1880)	—	—	8月27日	1 枚	32-1と32-2は1枚
032-02	(明治8年高税税別取取付書第6卷相違につき)	大藏小幡 吉原直俊	—	明治13年(1881)	—	—	8月7日	1 枚	32-1と32-2は1枚
032-03	第72号ノ酒蔵種株の件別紙相違につき)	水内郡役所	戸長役場	[明治]13年(1881)	—	—	9月17日	1 枚	

033	購買新年	石田俊二郎⑧	島田	—	—	1月31日	1枚	
034	記(金10円借出につき)	借用人岸五郎左衛門⑧・受人油屋佐九助	青倉村 島田五三郎	—	—	12月10日	1枚	
035-01	証(清酒営業税金10円受取につき)	長野県鎌倉橋崎寛直⑧	青倉村 島田勇作	—	—	10月23日	1枚	
035-02	証(清酒醸造税金9円98銭受取につき)	長野県鎌倉橋崎寛直⑧ 参事松野貞⑧	青倉村 島田勇作	—	—	9月22日	1枚	
035-03	証(清酒醸造営業税金10円受取につき)	長野県鎌倉橋崎寛直⑧	北信村 島田勇作	—	—	明治9年(1876)	1枚	
036	記(清酒醸造税金8円受取につき)	五侍村松原⑧	青倉村 島田勇作	—	—	明治10年(1877)	1枚	
037	地所売買証之証書(信濃国下内郡水内村大字北信1447番 山林口步地 金1錢ほか売買代金ペ1円受取につき)	下水内郡水内村大字北信先主 島田庄作⑧・証人島田子々藏⑧	島田五三郎	—	—	明治26年(1893)	1枚	一紙証券印紙あり
038	(田地)金18円45銭ほかペ金50円48銭(金銭書上)	横倉村村	柳原□	—	—	明治18年(1885)	1枚	
039	乍恐以書付奉願上叙年奉定めの場合 御口述願(につき書状)	—	長野県御笠所	—	—	—	1枚	
040	酒造御收御札(土屋義金9両はカペ金12両1分)朱側紙(つき金銭書上)	—	—	—	—	—	1枚	
041	証(石高増金58銭5兩)か受取書)	樋口親長⑧	島田五三郎	—	—	明治11年(1868)	1枚	2箇所にて「石田」の朱印あり
042	証(清酒醸造営業税金10円受取につき)	長野県鎌倉橋崎寛直⑧	青倉村 島田勇作	—	—	明治11年(1878)	1枚	
043	(酒造検査帳を渡しほか通知につき)	—	—	—	—	—	1枚	
044	証(酒造税金9円88銭8厘受取につき)	長野県佐野⑧	水内郡青倉村 島田五三郎	—	—	明治8年(1875)	1枚	
045	記(金15円受取に付書付)	樋口世話役 庄嶋屋⑧	島田勇作	—	—	子 4月20日	1枚	印「信濃縣山北町庄嶋屋」
046	記(金26円受取につき)	五侍村 松原⑧ 「米野田四郎」	青倉村 島田勇作	—	—	明治12年(1879)	1枚	
047	預取之証(鹽糶札料金5銭銭取につき)	長野県⑧ 「長野組親掛」	北信村 島田勇作	—	—	明治11年(1878)	1枚	
048	(口在5尺9寸ほか寸法および石数17石5斗書付)	—	—	—	—	—	1枚	酒樽寸法か
049	寛保七郎方々2泊 150文ほか(金銭書上)	—	—	—	—	—	1枚	
050	(紋油)器械較量御検査に関する書面(簡形)	—	—	—	—	—	1枚	
051-01	証(清酒醸造税金20円受取につき)	下水内郡水内 足立誠(理) 下水内郡北信村 島田勇作	下水内郡北信村 島田勇作	—	—	明治12年(1879)	1枚	51-2が表み込み
051-02	記(金20円本月15日納税分受取につき)	風間勇助⑧	青倉村 島田勇作	—	—	卯 4月13日	1枚	
052	押置封筒(新酒醸造のため器械較量希望につき)	下水内郡北信村 島田五三郎	下水内郡水内 足立誠	—	—	—	1枚	下書/下部に別件下書あり(水斗ほか)
053	記(10月19日酒2斗5升入本受取ほか酒受取記録書上)	—	—	—	—	10月19日 ～11月1日	1枚	
054	証(集入金費金10円9銭2厘受取につき)	横場	青倉 島田勇作	—	—	12月19日	1枚	
055	(4月15日清酒4斗1升先提出しほか書上)	—	—	—	—	4月15日～ 6月1日	2枚	1点は白紙
056	記(税金9円88銭8厘および世話役給料金30銭御預りにつき)	中嶋末光	青倉村 島田勇作	—	—	明治18年(1875)	1枚	

057	記(検査高酒55石5斗4升1合 差引計50石9月3合および53石4月2石火 入升遺滅につき)	下水内郡北信村 酒造営業人 島田五 三郎◎	長野県第1区役所中野派出所	明治20年(1887)	—	10月5日	1 枚	本文および①に墨消あり
058	「1月24日より27日、1月26日、2月2日迄」	—	—	—	—	—	1 枚	真書あり「馬淵義由」
059	記(金10円ほか金15円受取につき)	近洲鉄三◎	島田五三郎	明治14年(1881)	—	6月27日	1 枚	—
060	保証状(島田勇作次男 小学教育志願につき)	北第27大区5小区 坂山村保証人 柳 泉小介印	長野県師範学校	明治11年(1878)	—	2月2日	1 枚	—
061	(酒類製造営業免許御座札受取につき)	—	集令	明治18年(1885)	—	10月6日	1 枚	下書
062-01	(総石ノ35石ノ斗7斗2合につき石数帳上)	—	—	—	—	—	1 摺	62-1に62-2紙付
062-02	(清酒11石6斗4月5合数帳につき)	◎「岡田」	—	明治18年(1885)	—	3月25日	1 枚	—
063	(清酒4石取調へおよび修検査票の心得につき書上)	下水内郡第3方面酒造組長 石田俊 二郎◎	北信村 島田五三郎	明治20年(1887)	—	11月8日	1 枚	—
064	修検査票	島田五三郎◎	長野県第一区検税官中野派出所	明治20年(1887)	—	3月10日	1 枚	◎に墨消しあり
065-01	(仕込順号5番号7 清酒12石4斗 検査のうえ貼紙)	◎「戸田」	—	明治15年(1882)	—	4月26日	1 綴	—
065-02	(仕込順号3番号7 釀15石9斗6升 検査のうえ貼紙)	◎「戸田」	—	明治15年(1882)	—	3月14日	1 綴	—
065-03	(仕込順号4番号5 清酒3石5斗 検査のうえ貼紙)	◎「戸田」	—	明治15年(1882)	—	4月26日	1 綴	—
065-04	(仕込順号4番号6 釀19石9斗4升 検査のうえ貼紙)	◎「戸田」	—	明治15年(1882)	—	3月12日	1 綴	—
066-01	買入酒御座	—	—	—	—	—	1 枚	66-1-5まで巻込一括
066-02	(近日本県学務審判回につき懲罰子規書およびフクロお送り下された きにつき通達)	ひらま	ひらま次郎	—	—	—	1 枚	66-1-5まで巻込一括
066-03	(近世講求の事ほか心得書上)	—	—	—	—	—	1 枚	66-1-5まで巻込一括
066-04	(御座1斗10匁ほか金銀運付)	—	—	—	—	—	1 枚	66-1-5まで巻込一括
066-05	(封筒)「下水内郡里御石田俊彦殿の御座」	—	下水内郡里御石田俊彦殿	—	—	—	1 封筒	66-1-5まで巻込一括
067	買入(遠国水内郡青森村名庄右衛門 製造株持借書につき巻込阿ほか 水文2斗上納のこと)	鈴木半十郎 吉村 金原武助◎	—	天保6年(1833)	—	4月12日	1 枚	—
068	記(出金200円9匁ほか金銭出入書上)	—	—	—	—	6月16日	1 枚	—
069	記(字原85町人足570人ほか人足数書上)	—	—	—	—	—	1 枚	真書あり「子12月水車藤札」
070	記(清酒数帳1石5斗5合ほか御座査願いにつき)	第28大区5小区水内郡青倉村酒造株 人 島田勇作ほか1	長野県 輪岡敦直	明治8年(1875)	—	12月9日	1 枚	70・71は同内容
071	記(清酒数帳1石5斗5合ほか御座査願いにつき)	第28大区5小区水内郡青倉村酒造株 人 島田勇作ほか1	長野県 藤合 藤岡寛直	明治8年(1875)	—	12月9日	1 枚	70・71は同内容
072	買(清酒蔵内桶寸法およびの配座につき)	第28大区5小区水内郡青倉村酒造株 人 島田勇作ほか1	—	—	—	—	1 冊	一部に製造員書上あり
073	記(清酒35石5斗5合相違なく取替につき)	—	—	明治9年(1876)	—	4月28日	1 枚	—
074-01	(後曲1石5斗5合ほか油器神紋数帳御座査に相違なきにつき)	修人 渡辺右左衛門ほか1	長野県 本多勝柄	明治7年(1874)	—	4月2日	1 枚	—
074-02	(明治12年酒造営業税として金10円受取につき)	戸長(役場◎)	下水内郡北信村 営業人 島田勇作	明治12年(1879)	—	10月12日	1 枚	—
074-03	酒造組長 青柳貞(酒造営業人 島田五三郎を撰奉のこと)	酒造営業人 小田切大塚右衛門◎ほか 3	長野県知事 木梨繁一郎	明治10年(1886)	—	9月1日	1 枚	—

100-01	(包紙)「買入酒口紙」	下水内郡豊榮北信村戸長役場	島田庄三郎	—	—	—	1	包紙	受取人名に墨消あり
100-02	(造酒関係数量書付)	—	—	—	—	—	1	1	—
101-01	(明治21年度第10期分營業稅金0圓領収証)	下水内郡豊榮村北信村戸長役場④	島田庄三郎	—	—	—	1	1	—
101-02	領収証(21年度第2期醸造酒稅金104円83銭2厘領収証)	下水内郡豊榮村北信村まか14戸戸長役場④	下水内郡北信村 島田庄三郎	明治21年(1888)	7月	—	1	1	—
101-03	(明治21年度第3期分醸造酒稅金116円45銭領収証)	下水内郡豊榮村北信村戸長役場④	島田庄三郎	明治21年(1888)	10月26日	—	1	1	—
102	(明治21年度第3期分醸造酒稅金116円45銭領収証)	—	—	—	—	—	—	3	—
103	拾取(新酒醸造につき酒造新機開封出願の有無を青倉に問い合わせ願いににつき)	齊藤太平次	島田勇作	—	11月15日	—	1	1	—
104	熊舌(米洗米・当番帳・印切・御時参のうえ本月中急ぎ御地出願につき)	齊藤春一郎	青倉 島田勇作	—	4月15日	—	1	1	—
105	(12月1日より31日の惣北石數 酒2石4斗8升ほか合わせて3石9斗9合につき石數書上)	—	—	—	—	—	—	1	—
106	(自宅・酒造蔵舎が敷地開取の縁図)	—	—	—	—	—	—	1	右上に記載あり「八柱六番」
107	(検査照係帳簿等参のうえ照明村齊藤春一郎方まで出頭願ひたまにつき)	熊山出張酒類検査官④	北信村 島田勇作	明治112年(1779)	4月29日	—	1	1	—
108	此度検査願願(ノ願取7本につき)	—	—	—	—	—	—	1	—
109	(酒造新機検査として出張されたきにつき書状)	下水内郡 書記 立次庄右衛門④	北信村 島田勇作	—	9月29日	—	1	1	—
110	記(清酒22斗付金引領収せしを元高 島前高橋参吉宅へ相渡し 泉につき)	越後国東頸城郡浦田村 藤田屋伊作④「高澤」	信州北信村ノ内青倉 島田庄三郎	—	—	—	—	1	—
111	(酒購入に際する留意・通帳事項につき書状)	天水島村 高橋才吉	青倉村 島田庄三郎	—	10月25日	—	1	1	—
112	(包紙)「疋上 粗品」	宮原榮右衛門	青倉 庄右衛門	—	—	—	—	1	包紙
113	記(金12錢1厘5毛 金田代ほか金數書付)	—	—	—	—	—	—	1	—
114	(鈴木半十郎代官所信濃国水内郡青倉村 名主 庄右衛門より 酒造米高5石を中村ノ入夫役所および同所大貫次右衛門宛所へ輸入ほか書付)	鈴木半十郎代官所信濃国水内郡青倉村 名主 庄右衛門	—	天保6年(1835)・天保14年(1843)	未・卯	—	1	1	—
115	「第壹等疋上込拾壹月廿四日留」	—	—	—	—	—	—	1	—
116	造酒見込石數(造酒願(明治19年度免許證)第7239号 清酒75石5斗3升ノ材料内取書上)	—	長野知事	—	—	—	—	1	裏書あり「乃し御年城口願問番七」
117	記(酒造組合 金1円66銭4厘・鈴木や部 太宿料金22錢領収につき)	江口馬藏④	島田富吉	明治121年(1888)	8月31日	—	1	1	—
118	(明治21年度・明治20年第2期分蒸餾酒稅として金37錢8厘領収につき)	下水内郡豊榮村北信村戸長役場	輸入 島田庄三郎	明治21年(1888)	7月24日	—	1	1	—

119	①手続書(無鑑札の販売・帳簿記載が六歳省安鑑鑑三戻検査立合で発取につき) ②御請書(清酒樽乾封せしめため以後使用の簡冊封を纏むと、万一風壊にて鑑相の届は申し上げることにつき)	①下内郡御園村 斉藤太平次 ②—	—	—	—	—	—	1枚	①・②は鑑型カ
120	(貸字手習書付)	—	—	—	—	—	—	1枚	鑑びあり
121-01	(封筒)「廿五年四月廿五日取上納付送鑑之紙」	下内郡豊栄北信村戸長役場	島田庄三郎	—	—	—	—	1封筒	—
121-02	証(醸造酒税第3期分 金116193銀6分ほかペ116193銀1毛 領収につき)	島田元藏	島田庄三郎	—	—	—	—	1枚	—
122-01	(明治21年第3期分 蒸留酒税 金37銭5厘 領収につき)	下内郡豊栄村北信村戸長役場	島田庄三郎	—	—	—	—	1枚	—
122-02	領収証(21年度営業税 金40銭 領収につき)	下内郡豊栄村北信村戸長役場	島田庄三郎	—	—	—	—	1枚	—
122-03	納金切符(21年度営業税 金40銭 領収につき)	下内郡豊栄村北信村戸長役場	島田庄三郎	—	—	—	—	1枚	—
123-01	証(醸造免許鑑札料 金5兩 上納につき)	水内郡西大瀧村 酒造稼人 斉藤太平次・久保田次郎御門	長野御県 御役所	—	—	—	—	1枚	—
123-02	証(醸造免許鑑札料 金5兩 上納につき)	水内郡豊栄村 酒造稼人 島田勇作・相頭 島田勇作御	長野御県 御役所	—	—	—	—	1枚	—
124-01	引続酒造営業免許納額	信濃国 下内郡北信村第86番地 酒造稼人 島田庄三郎御・酒造組長 石田俊次郎御	長野県知事 本郷辨一郎	—	—	—	—	1綴	—
124-02	(領収の趣聞き届付につき)	長野県知事 本郷辨一郎御	—	—	—	—	—	1綴	—
125-01	(仕込罎号1冊号8番酒3石2斗2升6合 検査のうえ貼紙)	御「戸田」	—	—	—	—	—	1綴	—
125-02	(仕込罎号1冊号8番酒4石2斗 検査のうえ貼紙)	御「戸田」	—	—	—	—	—	1綴	—
125-03	(仕込罎号2冊号8番酒3石3斗7升 検査のうえ貼紙)	御「倉田」	—	—	—	—	—	1綴	—
125-04	(仕込罎号2冊号9番酒3石9斗7升5合 検査のうえ貼紙)	御「倉田」	—	—	—	—	—	1綴	—
126	取(醸造米10石御取につき)	青倉村稼人 庄右衛門はな3	長野御県 御役所	—	—	—	—	1綴	—
127	差上申御請書(文之事成御取の時の造高・造種・小道具書上)	信州高井郡御山川村 稼人 新助	増田安兵衛御手付岩瀬金太夫	—	—	—	—	1綴	—
128	取(醸造米高100石より 酒造2石2斗7升 醸造の月紙ほか書付)	—	—	—	—	—	—	1枚	—
129-01	(包紙)「正上茶燗」	□田	青倉庄右衛門	—	—	—	—	1包紙	—
129-02	(包紙)「粗軸一」	牧野	青倉庄右衛門	—	—	—	—	1包紙	—
130-01	引続酒造営業免許納額	信濃国 下内郡北信村第86番地 酒造稼人 島田庄三郎御・酒造組長 石田俊次郎御	長野県知事 本郷辨一郎	—	—	—	—	1綴	「前書之趣相違無之付奥印仕候也 下内郡豊栄村北信村戸長 大久保忠至御」
130-02	(領収の通り 免許証札下付につき)	長野県知事 大塚精一郎御	—	—	—	—	—	1綴	—
131	(封筒)「醸造税額送鑑在中」	長野県 下内郡 水内村役場	島田庄三郎	—	—	—	—	1封筒	—
132	(本年見込石数旨の農酒酒造検査酒時に組内を勘録し不都合無きよう通達ある旨など書状)	酒造組長代理 石田俊二郎	島田庄三郎	—	—	—	—	1枚	—

